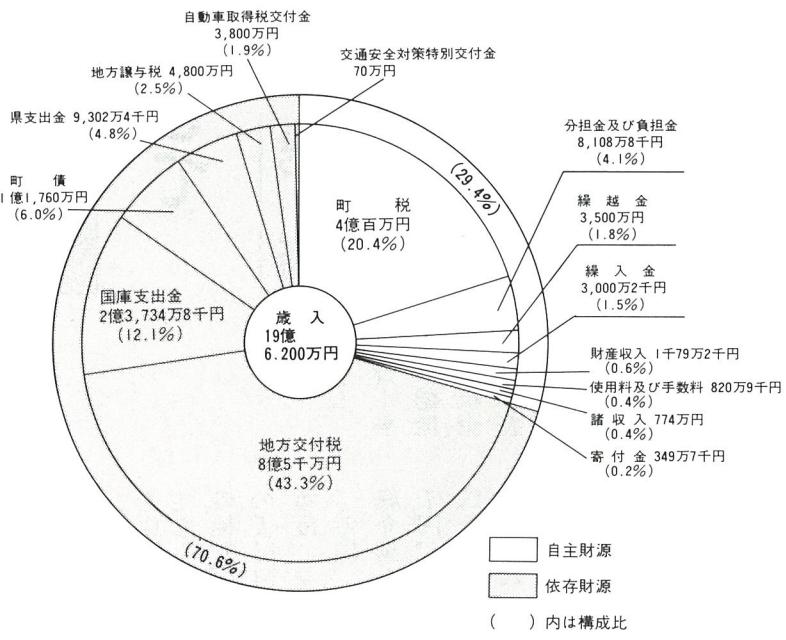


歳入の内訳



一人あたりに
使われるお金
167,720円



一人あたりが
納める町税
34,279円

「町民一人あたりのお金」は
今年度の歳入予算のなかで、町
民のみなさん一人あたりがどの
くらいの町税を納めることにな
るかを単純計算したものです。
町税四億百万円を三月一日現在

の人口で割ると、一人あたりが
納める額は、三万四千二百七
九円となり、逆に町民一人あた
りに使われる額を計算しますと
一六万七千七百二十円になります。

町民一人あたりに換算すると

歳出予算に計上されている各
種事業を行うにはそれに見合う
収入が必要となります。その内
訳は円グラフのようになっています。
歳入は、自主財源（町が独自
で徴収または収納するもの）と
依存財源（国や県から町へ交付
されたり、割り当てられてい
るもの）の二つに分けられてい
ます。

町税のなかには、町民税、固
定資産税、電気税、たばこ消費
税、軽自動車税などがあり、こ
のなかで町民税のうち法人税は
二千八百六十三万一千円が財源
としてあげられ、前年度に比べ
ると、(70.6%)

つぎに依存財源では、地方交
付税（財源不足を補うため交付
されるもの）が四三・三%と
(29.4%)

まず自主財源からみると、割
合のもっとも高いのが町税で、
町に入るお金の二〇・四%を占
めています。これは前年度に比
べ一八・六%の伸率です。

このほか自主財源としては、
分担金及び負担金（特定の事業、
に要する費用を受益者に負担し
ていただくもので、保育料や給
食費など）や使用料及び手数料
(8.1%)

ますが、グラフでもわかるよ
うに五十七年度の町予算は七〇・六
%が依存財源となっています。

五〇・七%と著しい伸びを示
しています。

多くの、匡から交付される財源と
して町の行政運営に重要な役
割を果たしています。

このほか、やはり国や県から
交付されるお金で性質の異なつ
た、国、県支出金、地方譲与税、
自動車取得税交付金、交通安全
対策特別交付金が、そして学校
建設などの大型投資事業を行な
ための借入金である町債があげ
られます。

